

世界の人びとのためのJICA基金活用事業 2026年度募集説明会



写真提供:ディーヨフォーラムJAPAN

2026年4月3日
JICA国内事業部市民参加推進課

I.1. 「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは



■「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様からJICAにてお預かりした**寄附金「世界の人びとのためのJICA基金」**を**NGO等の団体の皆様**にご活用いただく事業です。

客観性・透明性を確保し、事業効果を高めるため、外部有識者を含む運営委員により選考を行います。

今回の募集では、**2026年5月29日(金)17:00(日本時間)**まで提案を受け付けします。

■JICA事業として位置づけられます

JICA基金活用事業は、寄附を原資としているため、ODA(政府開発援助)としてカウントされませんが、「JICA市民参加協力事業」の一つのスキームであるため、「国際協力機構法」が定める**JICA事業**に位置付けられます。

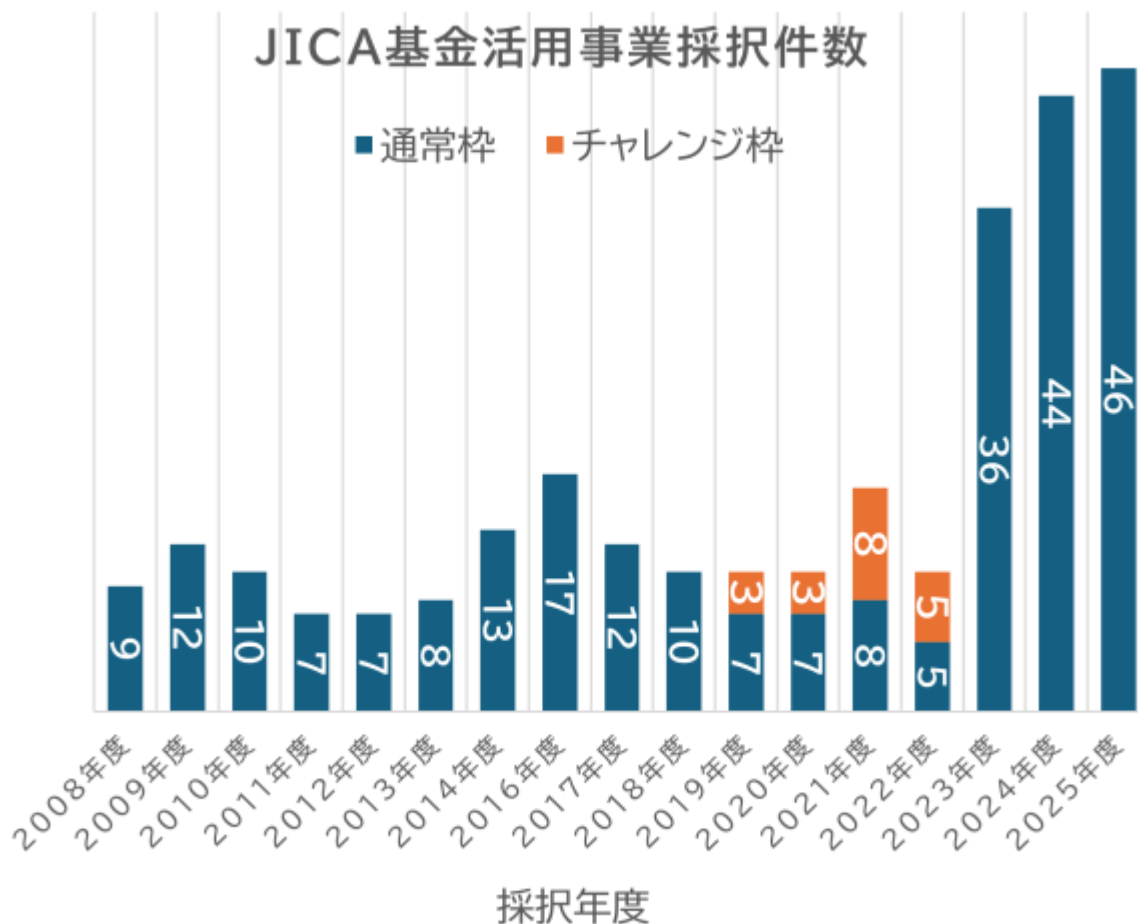
⇒このため、採択団体には、**JICAの各種ルール(安全管理、経費関連手続き等)**に沿って、案件を実施いただくこととなります。



2026年度募集要項はこちら

これまでの採択実績

JICA基金活用事業採択実績(2008～2025)



採択実績はJICA寄附サイトにも掲載しています。

[世界の人びとのためのJICA基金活用事業 - NGO-JICA協働事業:国際協力へのはじめの一步 - | 事業について - JICA](#)

2. 2025年度募集からの変更点(募集要項P.3)

	2025年度	2026年度
3. 事業の規模及び期間、実施件数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額100万円(税込) ・実施期間最長1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額200万円(税込) ・実施期間最長2年間 ・実施回数2回 ※過去に採択され実施した団体への遡及適用は無し
4. 対象となる団体(応募資格要件)	・採択実績3件まで	・実施実績3回まで
6. 対象となる事業	「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業」	「外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業」
7. JICAが負担できる経費		中項目の変更 ※詳細は本資料「7. JICAが負担できる経費」で説明
	1. 旅費(航空賃) 現地渡航費・本邦渡航費それぞれ JICAが負担する経費全額の40%を上限 3. その他経費 海外旅行保険料(上限額:合計5万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 旅費(航空賃) 現地渡航費・本邦渡航費それぞれ JICAが負担する経費全額の50%を上限 (6)保険料 合計上限5万円を廃止

3. 事業の規模及び期間(募集要項P.4)

(1)事業の規模:上限200万円(税込)

(2)実施回数の上限:最大2回まで

※過去に採択され事業を実施した団体への遡及適用はしません。

・2025年度募集までに過去2回実施実績がある団体は応募可

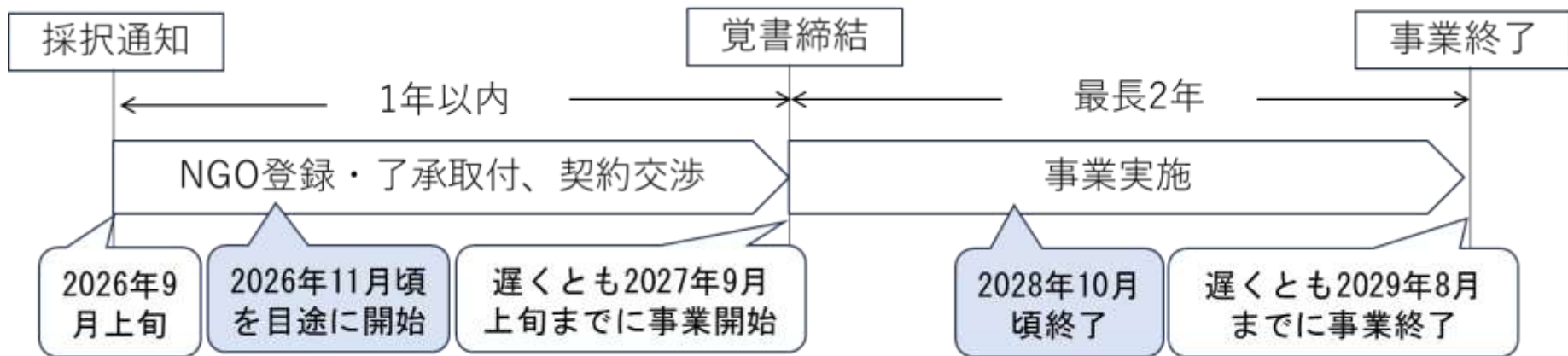
・採択件数ではなく実施回数をカウント(※実施実績3回まで)

	～2025年度募集				2026年度募集～ ※実施回数の上限:最大2回まで	
	202●	202●	202●	202●	2026	202●
A団体	実施①	実施②	—	実施③	応募×	応募×
B団体	実施①	—	実施②	—	応募○	応募×
C団体	—	—	—	実施①	応募○	応募○
D団体	—	—	—	—	応募○	応募○

3. 事業の規模及び期間(募集要項P.4)

(3)実施期間

採択通知後1年以内に事業開始。事業開始(覚書締結日)から2年以内。



※事業開始期限日は採択通知に記載します。

- ・開始時期は、2026年11月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。
- ・採択通知から1年以内にJICAとの覚書締結に至らない場合、事業の実施は困難と判断し、採択を取り消します。

※対象国におけるNGO登録や相手国政府からの了承取付ができない場合、治安・政情が悪化した場合も含みます。

4. 対象となる団体(募集要項P.4-5)

■資格要件

・特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、法人格を有しない任意団体(法人格のない社団)

※日本国内に拠点があり、事業開始までに団体名義の銀行口座を用意できることが要件です。(大学・学校法人や企業、自治体等は応募の対象外です。)

・過去のJICA基金活用事業の**実施実績が3回未満**の団体。(2026年5月時点)

・草の根技術協力事業(JICA事業)及びNGO連携無償資金協力事業(外務省事業)の採択実績がない団体。(対象事業①のみ。対象となる事業②は応募可。)

・2026年度の**草の根技術協力事業への応募を予定していない団体(同一年度内の併願は不可)**。

・NGO登録や了承取付が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後1年以内にNGO登録・了承取付を完了できる見通しがある団体。

◆資格要件の詳細は、募集要項に掲載しています。

5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

■対象とならない事業

- ・提案団体を含む、特定の団体・企業・個人の経済的利益を目的としているとみなされる事業
- ・調査・研究・技術開発・試験を中心とした事業
- ・災害におけ緊急支援事業(災害からの復興にかかる活動は対象)
- ・医療行為を伴う事業
- ・他組織または個人への資金提供のみを目的とした事業
- ・主に物品の購入で完結する事業
- ・JICA事業経費にて税込単価20万円以上を超える資機材を購入する事業
- ・基盤整備(建設や土木工事)を伴う事業
- ・文化交流や日本語教育のみを目的とした事業
- ・将来的な開発途上国での国際協力活動へのつながりが見込めない事業
- ・宗教活動・政治活動に関する事業
- ・軍部・文人に裨益する事業
- ・反社会的勢力が関わる事業

5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

■対象事業

- ①開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ②外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業

過去に採択された案件の一覧と報告書をJICAウェブサイトに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09_list.html

案件概要

2025年度採択案件のうち、事業開始した案件の事業概要をJICA寄附サイトに掲載しています。

採択年度	実施国	団体名	案件名	JICA 取組種別	備考欄	終了時 活動報告書
2025年度	日本 (奨励制)	株式会社ニッセイ	...	JICA取組
2025年度	日本 (奨励制)	株式会社...	...	JICA取組
2025年度	日本	株式会社...	...	JICA取組

終了時活動報告書

過去の実施団体の活動終了時の報告書をJICA寄附サイトで公開しています。

採択年度	実施国	団体名	案件名	JICA 取組種別	備考欄	終了時 活動報告書
2024年度	スリランカ (終了)	RPO 収入と自立 (NPO) 支援活動	日本の伝統文化が世界を魅 さすAMBOプロジェクト	JICA取組 (扶貧)
2024年度	日本 (終了)	SHARE+YOUNG AND...	国に帰国後における地域或 は団体員への「受贈留学」プロ ジェクト...支援と帰国後の活動	JICA取組 (扶貧)

ニュースレター

寄附をいただいた方に向けて、過去の実施団体の活動報告を掲載しています。



5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

■対象事業

- ①開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ②外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業

- ・貧困層女性・障害者等を対象とした職業訓練等を通じた収入改善
- ・就学困難児童対象の基礎教育の就学支援
- ・環境保護活動(海洋プラスチック削減、リサイクルステーション設置、リサイクルバッグ製作、植林、教材や地図の作成等)
- ・健康改善事業、保健人材やリハビリ人材の育成(マラリア予防や乳幼児・妊産婦検診、虫歯予防、水と衛生環境の改善、小中学校での健康教育等)
- ・障害者の社会参加促進(リハビリテーション、インクルーシブ教育、スポーツ、農業、中古電動車いすの提供等)
- ・防災教育や避難計画策定等を通じた防災事業・マイクロクレジット等を通じた貧困対策支援事業(貸付金は支払い対象外)



写真提供:特定非営利活動法人しまなみアートファーム_ジンバブエ



写真提供:特定非営利活動法人VFCP_トンガ

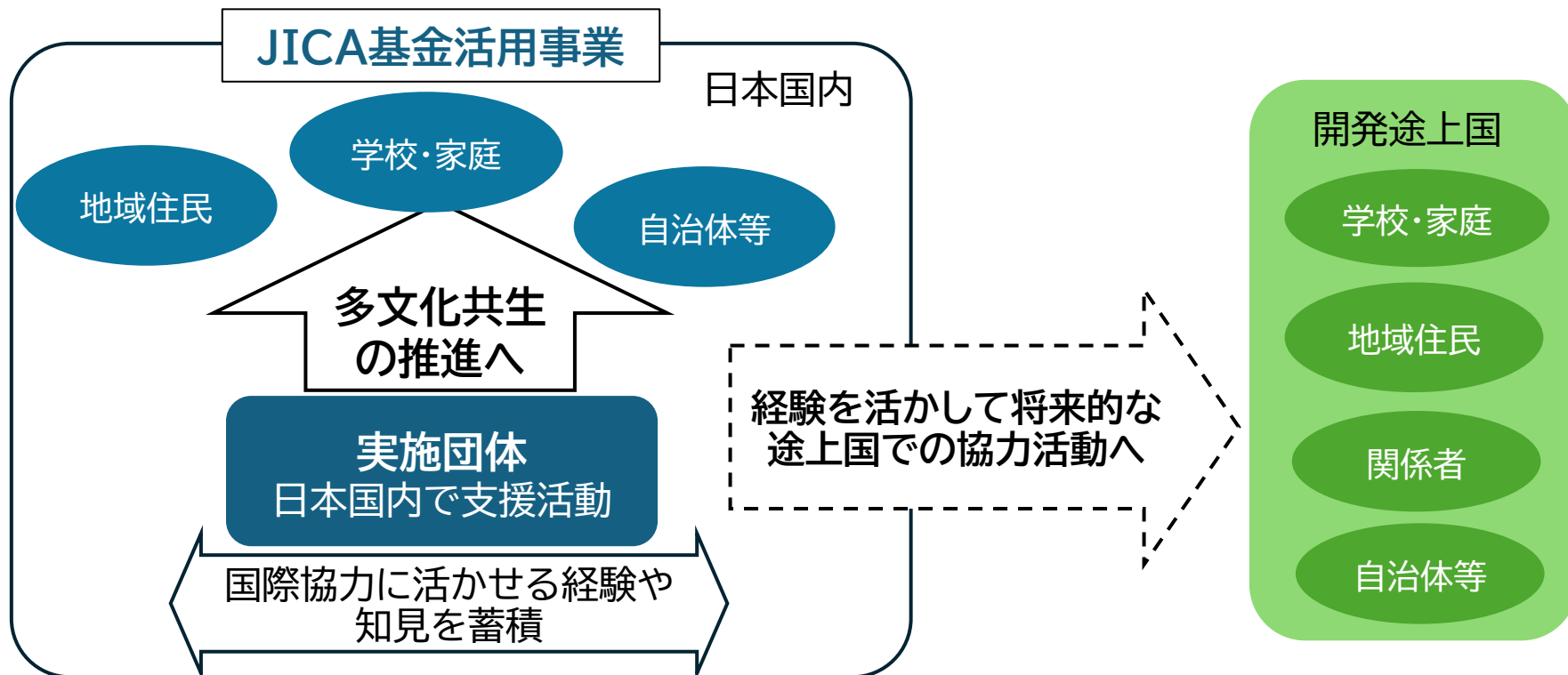
5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

■対象事業

- ① 開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ② 外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業

将来的な開発途上国での協力活動につながる活動であり、結果として共生社会の構築に資する取り組みが対象です。

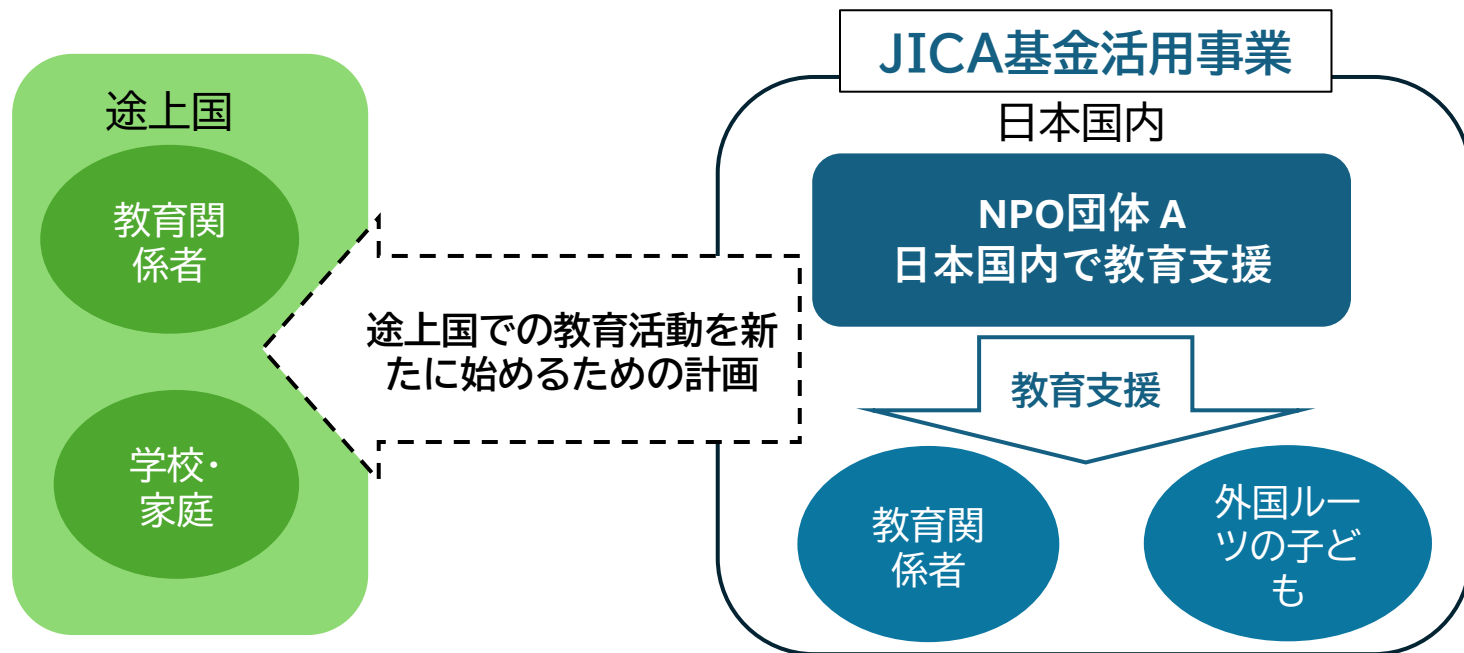
また、本事業を通じて、国際協力に活かせる経験や知見が蓄積され、**団体の能力向上**や**人材育成につながる**ことも目的としています



5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

(活動例1-1)

外国ルーツの子ども達およびその保護者に対する学習・日本語支援等の教育現場での支援

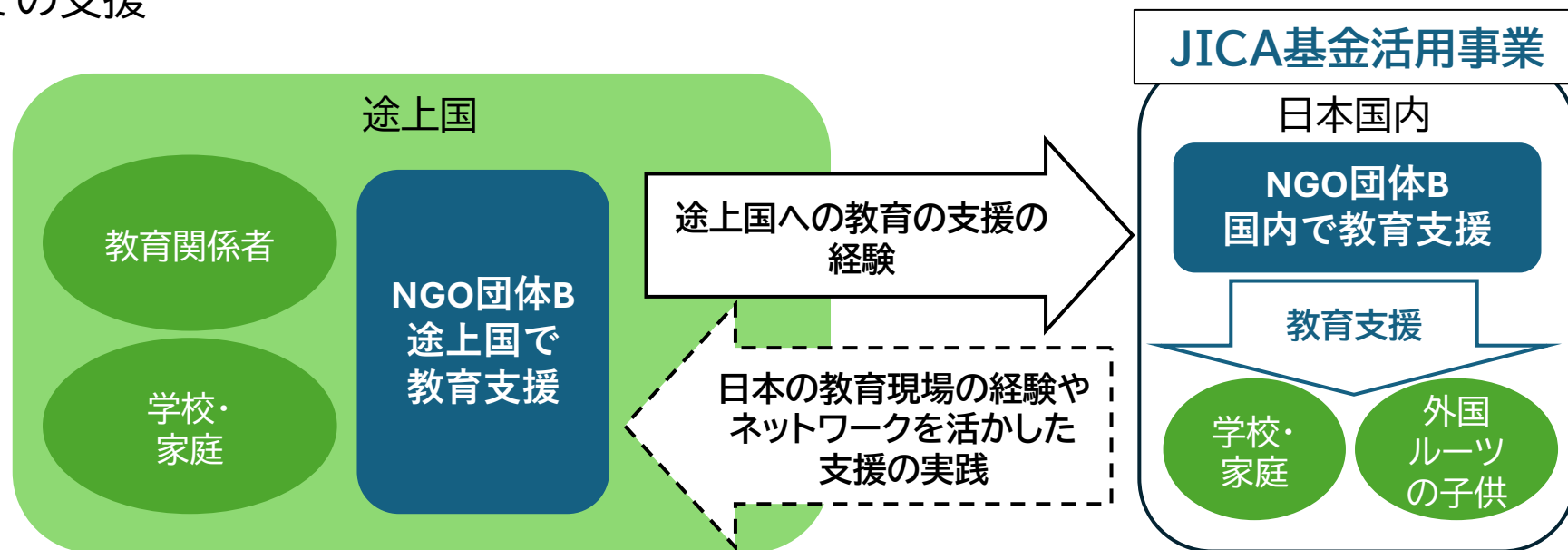


これまで国内で活動してきた団体が、本事業を活用して日本の特徴を活かした教育方法を外国ルーツの子ども達に指導した経験を蓄積し、将来的に途上国での教育支援を始めるための、具体的な計画作りにつながる。

5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

(活動例1-2)

外国ルーツの子ども達およびその保護者に対する学習・日本語支援等の教育現場での支援



これまで開発途上国での教育支援に取り組んできた団体が、本事業を踏まえて、国内の教育現場で外国ルーツの子供達への教育支援を行うことで、教育関係者との接点や学校現場レベルでの連携経験を新たに蓄積。将来的に、日本の教育現場の経験や教育関係者とのネットワークを活かした途上国でのより良い協力活動の形成や実践につながる

5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

■審査基準(募集要項P.14)

(1)対象事業の内容

- ① 対象地域の課題や人びとのニーズが十分に把握されているか。
- ② 目指す目標が明確であり、そのために必要な取組みが計画されているか。
- ③ 事業の継続性や発展性が期待できるか。
- ④ NGO/市民による事業としての独自性を有しているか。
- ⑤ 社会課題解決のための新たなアイデアや具体的なアプローチが盛り込まれているか。
- ⑥ 本事業を通じて、**団体としてどの様な経験・能力の向上が見込まれるか。**
- ⑦ JICA事業への参画を含む、**将来的な国際協力活動へのつながりが具体的に記載されているか。**

(2)団体の実施能力

- ① 提案事業の実施に必要な能力があるか。
- ② 事業の実施を担う人材(又は協力者)を有しているか。
- ③ 自己負担分の活動に必要な資金の確保の目途は立っているか。

5. 対象となる事業(募集要項P.5-7)

事業提案書 2.提案事業の概要(P.3-5)

提案事業を実施した経験を踏まえて、将来的に団体としてどのように国際協力に発展させていくかについて記載してください。

本事業を通じて、団体として得られる経験やスキル、ネットワーク等



提案団体の終了後の展望 (対象事業①・②共に記載が必要です)

本事業の経験を踏まえて、将来的に団体としてどのように開発途上国での協力活動に発展させていくかを明記してください。

事業提案書はJICA寄附サイトからダウンロードしてください。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/n_files/jigyoteiansho2026.docx



6. 対象となる国・地域(募集要項P.7-8)

■対象国・地域

- ・JICA事務所又は支所が設置されている開発途上国・地域及び日本国内
- ・日本国内で活動が完結する事業も対象

■対象外となる国・地域

- ①外務省海外安全情報(危険情報)が以下となっている国・地域は除きます。
「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」
「レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」
- ②JICA国別安全対策措置(渡航措置及び行動規範)において「業務渡航:禁止」(期間の定めのない一時的措置含む)としている国・地域は除きます。

※対象国における提案事業であっても活動地域の一部にでも①②同様の危険レベルの指定がされている場合は応募・審査の対象外となります。

※応募後または採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合があります。

◆JICA海外拠点 <https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

◆外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

◆応募に際しては、JICA 国別安全対策情報ウェブサイト

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)からログインID及びパスワードの取得を申請いただき、当該国の「JICA安全対策措置」を確認の上、事業提案をお願いします。

7. JICAが負担できる経費(募集要項P.8-11)



- ・JICAが負担する経費は、直接経費(第三者への支出)のみを対象とし、200万円(税込)を上限とします。
- ・経費項目の中項目と内容を変更しました。(対象となる経費の変更はありません)

2025年度	2026年度
1. 旅費(航空賃) (1)現地渡航費(対象:業務従事者・講師等) (2)本邦渡航費(対象:相手国側事業関係者)	1. 旅費(航空賃) (1)現地渡航費(対象:業務従事者・講師等) (2)本邦渡航費(対象:相手国側事業関係者)
2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費) (1)傭人費 (2)現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む) (対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者) (3)セミナー・講習会・学校運営等関連費 (4)遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費) (5)施設・設備等関連費 (6)物品・機材購入、輸送費	2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費) (1)移動に関する経費:現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む)(対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者) (2)人に関する経費:傭人費・謝金 (3)セミナー等関連費 (4)物品・機材購入費 (5)通信に関する経費:輸送費、遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費) (6)保険料
3. その他経費 ・保険料	3. その他経費 (1)施設・設備等関連費 (2)その他経費

6. JICAが負担できる経費①(募集要項P.8-10)



JICAが負担する経費は、直接経費(第三者への支出)のみを対象とし、200万円(税込)を上限とします。

事業経費項目

1. 旅費(航空賃)

(1)現地渡航費(対象:業務従事者・講師等)

(2)本邦渡航費(対象:相手国側事業関係者)

※現地渡航費・本邦渡航費それぞれJICAが負担する経費全額の50%を上限。

2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費)

(1)移動に関する経費:現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む※)(対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者)

(2)人に関する経費:傭人費(海外案件のみ)・謝金※

(3)セミナー等関連費

(4)物品・機材購入費

(5)通信に関する経費:輸送費、遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費)

(6)保険料

※(1)(2)はJICAの積算単価を上限とします。

【JICAの積算単価】

募集要項P.10を参照してください

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/n_files/boshuyoko2026.pdf

3. その他経費

(1)施設・設備等関連費(海外案件のみ)

(2)その他経費

7. JICAが負担できる経費②(募集要項P.10)

■合理的配慮に係る経費

・「障害を理由とする差別の解消に基づく法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、その経費を上限額とは別に申請することができます。事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上ください。

・事業経費(上限200万円)とは別にJICAによる負担とします。

想定される経費の事例

- ①該当業務従事者の航空券クラスのアップグレード費
- ②介助者の航空賃
- ③介助者の宿泊料
- ④特殊車両の借上げ
- ⑤情報保障(手話通訳等)



(参考) [JICA事業における障害主流化の推進ガイダンスノート](https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/1577179_14952.html)

JICA事業における障害主流化を推進するための基本的な考え方と実践方法をまとめたものです。国際協力事業に携わるすべての関係者にご活用いただける内容です。下記のJICAウェブサイトからデータをダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/1577179_14952.html

6. JICAが負担できる経費③(募集要項P.11)



■JICAが負担できない経費(例)

- ・人件費、間接費
- ・日当
- ・会議費(セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代)
- ・「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
- ・設備等の整備費(固定資産となるもの)
- ・税込単価20万円以上の物品購入に係る経費
- ・現地渡航のためのワクチン接種費用

■事業経費の確定

採択後、JICAと実施団体との協議により、経費申請内容を精査した上でJICAが負担する経費の内訳と金額を定めます。

■事業経費の支払い

事業経費は、一旦、提案団体にて立て替えの上、3ヶ月／6ヵ月ごと、または事業終了時に、経費報告書を提出の上、支払い・精算を行います。

■安全管理に係る経費

海外での活動において、JICAが特別に安全対策を求める場合は、事業経費(上限200万円)とは別にJICAによる負担とします。

8. JICAによる支援制度：伴走支援（募集要項P.11-12）



(5) 伴走支援制度（実施団体向け）

希望する団体には事業ごとに伴走支援者の配置を行っています。

■ 伴走支援制度の概要

- ・NGO等での活動経験が豊富で、NGO育成等の経験を有する外部の人材を伴走支援者として配置します。
- ・伴走支援者が、事業開始前、実施中、終了時のコンサルテーションを通じ、事業計画のブラッシュアップや活動のモニタリング等で団体を支援します。
- ・伴走支援者の配置は、案件ごとに、団体のご希望や活動経験等を考慮の上、JICAにて決定させていただきます。

参加者: 実施団体、伴走支援者、JICA国内機関

実施方法: オンライン

実施回数(目安): 事業開始前、実施中、終了時(上限5回)

実施時間(目安): 1回のコンサルテーションの開催時間は1.5時間程度

※提案事業に参加する外部講師等を伴走支援者として指名し配置することはできません。

8. JICAによる支援制度(募集要項P.11-12)



(1)事業マネジメント手法の研修

JICAでは、定期的に「**NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修**」を開催しています。

- ・研修は①計画・立案編、②モニタリング・評価編の2種類
- ・JICA基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる**事業管理マネジメント手法**を学ぶことができます。
- ・**受講料は無料**です。
- ・これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。
- ・**研修日程はJICAウェブサイト**で公開します。

事業実施に向けてぜひ
ご受講ください！

NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html

(2)NGO向け研修

NGO等からの提案による、国際協力事業を実施する団体向けの組織基盤強化・能力強化プログラムも不定期に実施しています。

JICA PARTNERのウェブサイト等で参加者の募集を行っています。

<https://partner.jica.go.jp/>

8. JICAによる支援制度(募集要項P.11-12)



(3) NGO-JICA ジャパンデスク

JICAでは、開発途上国において本邦NGO等の活動を支援する「NGO-JICAジャパンデスク」を世界24カ国のJICA在外事務所内にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、JICAが保有する各国情報の提供等を行っています。

NGO-JICAジャパンデスク設置の目的

開発途上国で国際協力活動を行う日本のNGO等とJICAの連携促進のため

NGO-JICAジャパンデスク設置国

【アジア】インド、インドネシア、カンボジア、キルギス、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

【アフリカ】ウガンダ、ザンビア、タンザニア、ルワンダ

【中南米】アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、ペルー

【中東】エジプト

NGO-JICAジャパンデスクが設置されていない国・地域

当該国・地域を担当するJICA拠点にお問い合わせください。

◆ NGO-JICA ジャパンデスク

https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html

◆ 海外のJICA拠点

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

9. 事業進捗の報告・公開(募集要項P.12)



採択された案件について、事業内容の公開と活動の進捗状況や終了時の報告をお願いしています。

(1)採択時

・JICAウェブサイトにて団体名及び案件名、案件概要を掲載します。

活用事業一覧をJICA寄附サイトにも掲載しています。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09_list.html

(2)実施中

・中間報告書:実施期間の中間時点でJICA国内機関へ提出してください。(実施期間が1年以内の案件は提出不要です)

(3)終了時

・終了時活動報告書・ニュースレター用報告書:事業終了後にJICA国内機関へ提出してください。

・JICA寄附サイトに終了時活動報告書を掲載、JICA基金に寄附をいただいた方に向けたニュースレターに活動報告記事を掲載します。

JICA寄附サイトに過去のニュースレターを掲載しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/01.html>

Ⅱ. 応募手順①(募集要項P.13-15)



■応募締切日

2026年5月29日(金)17時(日本時間)

■応募書類

事業提案書(別添:活動地域の地図、現在の活動を紹介できる写真含む)

■提出先

提案団体の所在地を所管するJICA国内機関

JICA国内機関(募集要項P.16「別添資料1」もご参照ください)

<https://www.jica.go.jp/about/basic/structure/domestic/index.html>

※JICA二本松とJICA駒ヶ根はJICA基金活用事業の応募は受け付けていません

■提出方法

応募書類をPDFファイルに加工し、電子メールで提出。

※zip形式ファイルの添付不可。添付できるファイルの容量は20MB程度。

Ⅱ. 応募手順②(募集要項P.13-15)

■留意事項

- ・応募は1団体1件です。
- ・募集期間中、応募に係る質問をJICA国内機関で随時、受け付けています。
- ・応募締切日後は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- ・応募書類一式は返却しません。また、指定した書類以外のものが提出されても審査の対象とはならず、返却も行いませんのでご注意ください。
- ・事業提案書に必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載があることが採択前に判明した場合には不採択、採択後に判明した場合には採択取り消しになります。

Ⅱ. 選考結果の通知・覚書の締結(募集要項P.14-15)



■選考結果通知

・2026年9月上旬

■覚書の締結・内容

- ・事業開始に先立ち、提案事業の内容や計画についてJICA国内機関と応募団体とJICAの間で覚書を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項を合意します。
- ・覚書締結までには採択通知後2ヶ月程度を要する見込みです。
- ・2026年11月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。
- ・事業対象国においてNGO登録・了承取付が必要とされる場合には、覚書の締結は同手続きの完了後となります。
- ・事業対象国でのNGO登録・了承取付に時間を要す等の事情がある場合は、事業開始時期の柔軟な調整に応じます。ただし、遅くとも採択通知後1年以内には事業の開始をお願いします。

■留意事項

- ・採択通知後1年以内に事業を開始できない場合には採択を取り消すことがあります。

①実施団体:AfricAsia (アフリカジア) 理事長 渡邊亜美 様

2024年度採択:

マラウイ:HIV 陽性者女性で製造販売する石鹼品質向上の研修と収益拡大プロジェクト(終了)

2025年度採択:

マラウイ:HIV陽性者女性とともに「安心して購入できる」石鹼づくりプロジェクト(フェーズ2)

②伴走支援者:metaLink 代表 松浦史典 様

2022年から2025年まで、伴走支援者として12案件の団体を支援。

■今後のスケジュール

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICAへの提出	2026年5月29日(金)17時まで
2	選考	2026年5月～8月中旬
3	選考結果の通知	2026年9月上旬
4	採択団体向け説明会、伴走支援説明会、事業開始に向けた準備、NGO登録・了承取付手続き(必要な国のみ)	2026年9月～10月(NGO登録や了承取付など必要な手続きがある場合は、11月以降も準備業務が必要になります。)
5	覚書の締結、事業開始	2026年11月頃以降

本日はご参加ありがとうございました。
多くの団体の皆様からのご提案をお待ちしています！



<https://forms.office.com/r/xXpXtGaaGh>

アンケートにご協力をお願いします。

4月9日(金)まで回答を受け付けています。